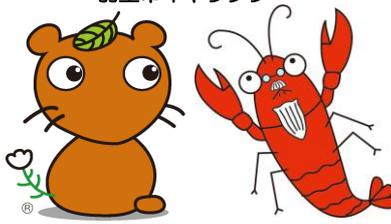
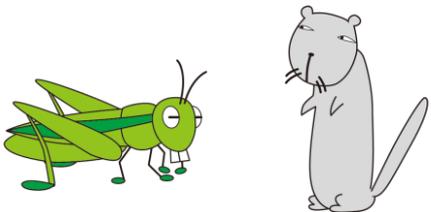
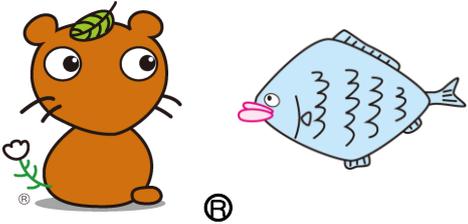


キャラクターの使用例（第5条関係）

NO.	事 例	表 記 例
①	「ムジナもん」を単独で使用する 場合	<p>羽生市イメージキャラクター 「ムジナもん」</p> 
②	「ムジナもん」以外のキャラクタ ーを単独で使用する場合	<p>羽生市キャラクター 「いがまんちゃん」</p> 
③	「ムジナもん」とそれ以外のキャ ラクターを同時に使用する場合	<p>羽生市キャラクター</p>  <p>ムジナもん      ザリガニ博士</p>
④	スペース等の関係で①～③のよう な表記が難しい場合で、「ムジナ もん」又は「いがまんちゃん」を 使用するとき	 <p>※可能であればキャラクター名も表記する</p>
⑤	④と同様の場合で、「ムジナもん」 又は「いがまんちゃん」以外のキ ャラクターを使用するとき	 <p>©羽生市 2003</p> <p>※複数を使用する場合でも1つの表記で可</p>

NO.	事 例	表 記 例
⑥	<p>④と同様の場合で、「ムジナもん」 又は「いがまんちゃん」とそれ以 外のキャラクターを併せて使用す るとき</p>	 <p>※ムジナもんに®のみの表記で可</p>

※なお、「ムジナもん」と「いがまんちゃん」は羽生市で商標登録しているため、出来る限り余白に「ムジナもんは（いがまんちゃんは）羽生市の登録商標です」と表記すること。